四十七、パール万年筆こと有限会社サンキ宝石に対する件

昭和四十三年(排)第四十四号

排除命令

東京都豊島区南長崎六丁目二十六番九号

パール万年筆こと有限会社サンキ宝石

右代表者　代表取締役　田中勲

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、パール万年筆こと有限会社サンキ宝石は、その販売する「パール33ゴールド万年筆」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、次の行為をしてはならない。

(一)　当該商品の小売価格について、架空の比較対照価格を併記することにより、当該商品の小売価格が取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をすること。

(二)　当該商品の景品の品質について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をすること。

(二) 当該商品の購入者全員に景品が当るのに、少数の当せん者だけに景品が当るかのように一般消費者に誤認される表示をすること。

二、同社は、「パール33ゴールド万年筆」について一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、(一)当該商品の定価としてそれぞれ表示した「A型」が八百五十円、「B型」が千円、「C型」が千三百円および「D型十四金ペン」が千六百円の価格は架空の価格であつて、当該商品の通常小売価格は、「A型」、「B型」および「C型」はいずれも五百円程度であり、また、「D型十四金ペン」は九百円程度であること、(二)当該商品の一等賞品として提供するカメラは、玩具用として製造されたものであることおよび(三)当該商品を購入した者を対象としたあぶり出し抽せんは、購入者全員に一等、二等または三等のいずれかの賞品が当る仕組になつており、少数の当せん者だけに賞品が当るものではないことを広告しなければならない。この広告については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

パール万年筆こと有限会社サンキ宝石(以下「パール万年筆」という。)は、肩書地に事務所を置き、「パール33ゴールド万年筆」と称する商品その他の商品の販売業を営む事業者である。

パール万年筆は、当該万年筆について、注文書をかねたあぶり出し抽せん券付私製ハガキ(以下単に「私製ハガキ」という。)を直接消費者に郵送し、この私製ハガキにより当該万年筆を注文した者に対しては、これを送付し、その代金を払い込んだ者に対しては、あぶり出しの結果あらわれた当せん賞に該当する賞品を送付するといういわゆる代金後払式による景品付通信販売を行なつている。

パール万年筆は、当該万年筆について、昭和四十一年四月以降直接消費者に私製ハガキを郵送し、広告をしているが、たとえば昭

和四十三年一月ごろに郵送した私製ハガキ(別添写)には、当該万年筆の価格について、それぞれ「A型定価八百五十円を六百八十円」、「B型定価千円を七百六十円」、「C型定価千三百円を九百九十円」および「D型十四金ペン定価千六百円を千二百円」で販売する旨を表示し、また、当該万年筆を購入した者に対しては、あぶり出し抽せんにより、一等ベルカメラ、二等ゲルマラジオを提供する旨を表示し、さらに、景品として提供するカメラについては、その写真を掲載したうえ、「最新型Bell 114カメラ」と記載し、あたかも当該カメラは玩具用のものではないかのように表示している。

しかるに、パール万年筆が販売しようとした当該万年筆は、同社以外では販売されておらず、当該万年筆と同等の商品を一般小売店または百貨店等で販売する場合の通常小売価格は、「A型」、「B型」および「C型」はいずれも五百円程度であり、また、「D型十四金ペン」は九百円程度であつて、それぞれ表示された定価で販売される可能性はほとんど認められず、当該各定価は、パール万年筆が販売しようとした当該万年筆の販売価格を安くみせかけるための架空の価格である。

また、一等の景品として提供するカメラは、玩具用として製造されたものである。

さらに、前記私製ハガキには、あぶり出しの結果一等または二等のいずれかの当せん賞があらわれる仕組になつており、当該万年筆の購入者全員にいずれかの景品が洩れなく提供されるものであつて、少数の者だけが当せんするものではない。

よつて、パール万年筆は、当該商品の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、パール万年筆の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年七月五日

別添写　省略

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子